

記者発表資料	
令和6年7月5日	
担当課 (担当)	健康子ども部鳥取市保健所 保健総務課(光浪・原田)
電話	30-8521(内線6022)

熱中症対策 鳥取市クールシェルター(暑い日の涼み処)をご利用ください

■鳥取市「クールシェルター」とは

「エアコンが入っている」「座って休憩ができる」など、熱中症予防を目的とした休憩所を「クールシェルター」として市内各所に設置しています。各施設の御協力のもと、暑さや日差し、高温から身を守るための場所として、市民や観光客の皆様にご利用していただくこととしています。

- ・6月～9月末を目安に、各施設の開放可能日・開放可能時間に実施しています。

※参考■環境省「クーリングシェルター」とは

令和6年4月1日に全面施行された改正気候変動適応法に基づき、下記の要件を満たす施設を、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として市町村が指定(施設の管理者と市町村長との間で協定を締結)することができ、暑さをしのげる場の確保とされている。

- 【要件】(1) 定期的なメンテナンスが行われている適切に機能する冷房設備の確保
(2) 熱中症特別警戒アラートの発表期間中のあらかじめ公表する開放可能日・時間帯における一般開放

■令和6年度のクールシェルターの取組について

- ・施設数：183施設(7/1時点、前年度から郵便局等52施設増)
- ・主な施設：市役所本庁舎、各総合支所、地区公民館、図書館等の公共施設のほか、イオン(市内3店舗)、マルイ(市内3店舗)丸由百貨店、シャミネ鳥取など商業施設砂の美術館、ヤマタ鳥取砂丘ステーションゲストハウス砂縁、道の駅 等観光施設



モデル施設となっている城下町とっとり交流館「高砂屋」

◆モデル施設について(市内19か所)

クールシェルターの一部の施設において、「利用者アンケートボックスの設置」「のぼり旗設置」「うちわ等の配付」等、施設利用者へのより積極的な取組を推進する施設を設けています。

◆ウォーターサーバーの設置(市内16カ所 鳥取ガス株式会社様 提案)

「令和6年度鳥取市市民まちづくり提案事業」(企業・団体・事業者等と連携し、鳥取市が抱える課題の解決を目指す)において、「多様な主体で取り組む熱中症対策の取組」として、鳥取ガス株式会社様の提案により、モデル施設(一部)や昨年のアンケートにおいて飲料水の提供等を課題に挙げられた施設を中心にウォーターサーバーを設置します。

- ・市内16施設に設置
- ・実施期間 7月～8月(2か月間)

◆鳥取市役所特命係制作動画「COOL SHELTER クールシェルター」の公開

鳥取市PR動画制作チーム「鳥取市役所特命係」が、鳥取市のクールシェルターを何カ所か紹介する動画を制作しました。「ホラー」をテーマに、みなさんのクールダウンを狙った動画となっています。ぜひ御視聴ください。



動画QRコード